

計 算 書 類

第 18 期

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 31 日

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

東京港埠頭株式会社

貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	54,347,063	流動負債	5,746,086
現金及び預金	41,843,559	一年以内返済長期借入金	2,179,155
未収入金	2,720,305	リース債務	11,712
有価証券	999,972	未払金	2,595,959
前払金	200,358	未払費用	20,254
仮払金及び前渡資金	26,733	未払法人税等	461,108
立替金	1,265,711	前受金	46,690
貯蔵品	122,809	預り金	320,221
前払費用	42,487	賞与引当金	110,984
未収収益	54,684		
預け金	7,000,000		
未収還付消費税等	70,439		
固定資産	59,401,687	固定負債	25,343,729
有形固定資産	50,401,429	長期借入金	23,345,877
建物	6,834,133	長期リース債務	25,086
構築物	26,508,015	長期預り金	1,269,263
機械及び装置	8,238,580	退職給付引当金	703,502
工具・器具及び備品	328,180		
土地	3,864,382		
リース資産	33,355	負債合計	31,089,816
建設仮勘定	4,594,782	純資産の部	
無形固定資産	30,841	株主資本	82,658,934
電話加入権	88	資本金	24,379,618
ソフトウェア等	30,753	資本剰余金	21,960,522
投資その他の資産	8,969,416	資本準備金	21,960,522
投資有価証券	8,705,461	利益剰余金	36,318,793
繰延税金資産	151,503	その他利益剰余金	36,318,793
その他	113,736	繰越利益剰余金	36,318,793
貸倒引当金	△ 1,284	純資産合計	82,658,934
資産合計	113,748,750	負債・純資産合計	113,748,750

損 益 計 算 書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		19,095,836
営 業 費 用		16,029,666
営 業 総 利 益		3,066,170
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		807,021
営 業 利 益		2,259,149
営 業 外 収 益		
利 息 収 入	105,695	
雑 収 入	9,732	115,428
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	54,861	
そ の 他	362	55,224
経 常 利 益		2,319,353
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	521,662	
そ の 他	29,633	551,296
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,340	
固 定 資 産 圧 縮 損	472,624	
そ の 他	3,087	478,051
税 引 前 当 期 純 利 益		2,392,598
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	761,751	
法 人 税 等 調 整 額	△ 22,285	739,465
当 期 純 利 益		1,653,133

株主資本等変動計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金	株主資本合計	
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	16,855,000	14,435,904	-	34,665,660	65,956,564	65,956,564
事 業 年 度 中 の 変 動 額	-	-	-	-	-	-
当 期 純 利 益	-	-	-	1,653,133	1,653,133	1,653,133
第 三 者 割 当 に よ る 増 加	7,524,618	7,524,618	-	-	15,049,236	15,049,236
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	7,524,618	7,524,618	-	1,653,133	16,702,369	16,702,369
当 期 末 残 高	24,379,618	21,960,522	-	36,318,793	82,658,934	82,658,934

個 別 注 記 表

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。

③ リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権及び貸倒懸念債権について個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上(簡便法による)しております。

(4) その他計算書類の作成のための基準となる重要な事項

① リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 収益の計上基準

顧客との契約について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:取引価格を契約における各履行義務に配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時点で(または充足するに応じて)収益を認識する。

当社における主たる履行義務は、以下の通りです。

- ① 外貿埠頭事業における東京都からの受託業務
 当社は、東京都より、東京都が所有する港湾関連施設の整備等を受託しております。東京都からの受託業務については、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であり、履行義務の充足に応じて収益を認識しております。当該履行義務については、当社が本人として取引を行っているか、代理人として取引を行っているかの判定を行い、当社が本人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示しております。当社が代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額のうち当社の事務費相当額で収益を表示しております。
- ② 建設発生土有効利用事業
 当社は、東京都より、公共事業から発生した建設発生土や東京港の浚渫土砂を有効利用する事業を受託しております。建設発生土有効利用事業の受託業務については、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であり、履行義務の充足に応じて収益を認識しております。当該履行義務については、当社が本人として取引を行っているか、代理人として取引を行っているかの判定を行い、本人としての性質が強いと判断しております。そのため、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示しております。
- ③ 環境保全事業
 当社は、東京都より、東京港内の水域における清掃船による清掃事業を受託しております。環境保全事業の受託業務については、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であり、履行義務の充足に応じて収益を認識しております。当該履行義務については、当社が本人として取引を行っているか、代理人として取引を行っているかの判定を行い、本人としての性質が強いと判断しております。そのため、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示しております。
- ④ 指定管理者関連事業
 当社は、東京都及び江東区より、指定管理者として海上公園等の施設の維持管理を受託しております。また、当該施設の一般利用者に対するサービスを提供しております。指定管理者関連事業について、東京都及び江東区からの受託業務は、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であり、履行義務の充足に応じて収益を認識しております。一般利用者に対するサービスは、役務の提供により当社の履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。当該履行義務については、当社が本人として取引を行っているか、代理人として取引を行っているかの判定を行い、当社が本人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示しております。当社が代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額のうち当社の事務費相当額で収益を表示しております。

2 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益の計上基準」に同様の内容を記載しているため、注記を省略しています。

3 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	72,384,173 千円
(2) 関係会社に対する債権・債務	
① 短期金銭債権	9,326,077 千円
② 長期金銭債権	107,032 千円
③ 短期金銭債務	2,062,560 千円
④ 長期金銭債務	23,005,350 千円

(3) 圧縮記帳額

補助金の受入による固定資産の取得価額から直接減額された圧縮記帳額は、次のとおりです。

① 建物	207,569 千円
② 構築物	246,204 千円
③ ソフトウェア	18,849 千円

4 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業収益	5,142,352 千円
② 営業費用	850,418 千円
③ 営業取引以外の取引	612,620 千円

5 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済み株式の種類及び総数

普通株式	480,200 株
甲種類株式	179,025 株

(2) 増資について

当社は、令和7年3月6日開催の取締役会において、割当先を東京都とする募集株式総数引受による第三者割当増資について決議しております。この増資は、東京都が公表した「Tokyo Container Vision 2050」のとおり、東京港の機能強化に向け、DXや脱炭素化に関わる中央防波堤外側コンテナふ頭Y3の整備を加速し、最先端のデジタル技術等を活用した効率的で環境負荷の少ないターミナルを構築するため、東京都からの出資により、経営基盤を強化するものです。

なお、募集株式の発行要領等は下記のとおりであります。

① 株式の種類・内容	甲種類株式 甲種類株主は、定款第7条の定めにより株主総会において議決権を有しません。
② 募集株式数	122,471株
③ 株式払込金額	1株につき金122,880円
④ 出資者の名称	東京都(代表者 東京都知事 小池百合子)
⑤ 増資の目的	経営基盤の強化
⑥ 増資の価格	15,049,236,480円
⑦ 払込期日	令和7年3月31日
⑧ 引受契約日	令和7年3月6日
⑨ 増加する資本金の額	7,524,618,240円
⑩ 増加資本準備金の額	7,524,618,240円

6 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 固定

繰延税金資産	
貸倒引当金	404 千円
賞与引当金	33,983 千円
法人事業税	65,134 千円
退職給付引当金	221,744 千円
その他	20,139 千円
繰延税金資産合計	<u>341,406 千円</u>
繰延税金負債	
将来減価償却費差額	△ 78,169 千円
その他	△ 111,733 千円
繰延税金負債合計	<u>△ 189,902 千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>151,503 千円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.62 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.07 %
住民税(均等割)の差異による項目	0.26 %
その他	△ 0.05 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>30.90 %</u>

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)は1,086千円増加し、法人税等調整額が1,086千円減少しております。

7 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有割合)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
主要株主	東京都	被所有 50.0%	設備投資資金の借入 建設発生土事業の受託 指定管理者事業の受託 補助金の給付 事業用地の借用 役員の兼任	第三者割当増資(注1)	15,049,236	—	—	
				設備投資資金の借入	1,636,864	長期借入金 (含一年以内)	24,884,505	
				設備投資資金の借入に係る支払利息	54,861	未払費用	2,138	
				建設発生土事業の委託料収入(注2)	2,431,735	営業未収金	775,846	
				建設発生土事業の期末預り金(注2)	—	預り金	76,492	
				埠頭施設建設及びシステム構築に係る補助金収入(注3)	—	営業未収金	521,662	
				事業用地の借用(注4)	552,330	営業未払金	114	
親会社	(株)東京臨海ホールディングス	被所有 50.0%	子会社の経営管理 資金の運用 役員の兼任	経営管理料の支払い(注5)	67,437	—	—	
				グループファイナンス(注6)	資金の預入	—	預け金	7,000,000
					利息の受取	36,096	未収収益	36,096
				当社設備投資資金の借入に対する債務保証(注7)	302,502	—	—	

(注) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 「5 株主資本等変動計算書に関する注記(2)増資について」を参照ください。

(注2) 令和6年度建設発生土受入事業の実施に関する業務委託契約書、令和6年度東京港から発生する水底土砂の有効利用に係る業務委託契約書、及び令和6年度羽田沖浅場等水域環境改善事業に係る業務委託契約書に基づき取引を行っております。

(注3) 東京都との費用負担協定に基づき、取引を行っております。

(注4) 東京都港湾管理条例第6条及び第20条、東京都海上公園条例第27条、東京都臨海地域開発規則第4条等に基づき、東京都と協議し取引を行っております。

(注5) 東京港埠頭株式会社の業務運営に関する協定書第6条に基づき取引を行っております。

(注6) グループファイナンスに関する基本契約書及びグループファイナンス運営規程に基づき取引を行っております。

(注7) 設備投資資金の借入に対する(株)東京臨海ホールディングスによる債務保証については保証料を支払っておりません。

(2) 兄弟会社等

兄弟会社等との取引に注記すべき事項はありません。

(3) 役員等

役員及びその近親者との取引に注記すべき事項はありません。

9 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	125,388円04銭
1株当たり当期純利益額	3,077円94銭

10 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については元金保証の債券等に限定し、設備投資資金の借入については港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律等に基づき借入を行っております。未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理によってリスク低減を図っております。有価証券および投資有価証券については、公社債、政府保証債の運用となっております。借入金の使途は外貿埠頭事業部門における設備投資資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	41,843,559	41,843,559	—
(2) 有価証券	999,972	997,940	△ 2,032
(3) 預け金	7,000,000	7,000,000	—
(4) 投資有価証券	8,705,461	8,349,500	△ 355,961
(5) 長期借入金	25,525,032	24,046,713	△ 1,478,319

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金並びに(3) 預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券並びに(4) 投資有価証券

これらの時価については、債券は取引所の価格または日本証券業協会が公表している売買参考値によっております。

(5) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

11 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都において外貿コンテナ埠頭及び関連施設並びにフェリー埠頭ターミナルビルを有しております。

(2) 賃貸不動産の時価等に関する事項

(単位:千円)

貸借対照表計上額	時価	差額
46,036,042	49,420,000	3,383,958

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価額」に基づいた金額であります。

12 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13 資産除去債務に関する注記

当社は、東京都港湾局が管理する東京都の保有財産に関する港湾施設使用許可等に基づき、当社が使用する使用許可物件(土地)の返還時に、当社が所有するコンテナターミナル等を撤去することの原状回復に係る債務を有しております。しかし、当該債務に関連する使用許可物件(土地)の実質的な使用期限は、東京都港湾局の港湾計画などの東京都の港湾行政の動向に左右されるため現時点では明確ではなく、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。